島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

補正後

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
〔保安に関する職務〕 第５条　社長は，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施，維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下，「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合，「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また，第２条の２（関係法令および保安規定の遵守）および第２条の３（安全文化の醸成）に関する活動として，関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに，これらの活動が行われる体制を確実にする。 〔中略〕 27．課長（保修管理）は，原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 〔省略〕 〔原子力発電保安運営委員会〕 第７条　発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 〔中略〕 （５）保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・保守管理の有効性評価に関する事項 （６）改造の実施に関する事項 （７）緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第１０９条） （８）保安教育実施計画の策定（第１１７条）に関する事項 （９）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 〔省略〕 〔原子炉主任技術者の選任〕 第8条　電源事業本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。 2．原子炉主任技術者は,原子炉毎に選任し，同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。 3．原子炉主任技術者は，電源事業本部参事以上とし，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 4．代行者の職位は，課長以上とする。 5．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。	〔保安に関する職務〕 第５条　社長は，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施，維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下，「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合，「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また，第２条の２（関係法令および保安規定の遵守）および第２条の３（安全文化の醸成）に関する活動として，関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに，これらの活動が行われる体制を確実にする。 〔中略〕 27．課長（保修管理）は，原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに消火活動，内部溢水発生時の措置のための体制の整備に関する業務を行う。 〔省略〕 〔原子力発電保安運営委員会〕 第７条　発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 〔中略〕 （５）保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・保守管理の有効性評価に関する事項 （６）改造の実施に関する事項 （７）緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第１１０条） （８）保安教育実施計画の策定（第１１８条）に関する事項 （９）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 〔省略〕 〔原子炉主任技術者の選任〕 第8条　電源事業本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の各号に掲げる業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1)原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 (2)原子炉の運転に関する業務 (3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 2．原子炉主任技術者は，原子炉毎に選任する。 3．原子炉主任技術者は，電源事業本部参事以上とし，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 また，原子炉主任技術者は，品質保証部の職務を兼任することができる。 4．代行者の職位は，課長以上とする。 5．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

補正前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
〔保安に関する職務〕 第５条　社長は，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施，維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下，「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合，「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また，第２条の２（関係法令および保安規定の遵守）および第２条の３（安全文化の醸成）に関する活動として，関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに，これらの活動が行われる体制を確実にする。 〔中略〕 26．課長（保修管理）は，原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 〔省略〕 〔原子力発電保安運営委員会〕 第７条　発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 〔中略〕 （５）保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・保守管理の有効性評価に関する事項 （６）改造の実施に関する事項 （７）緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第１０９条） （８）保安教育実施計画の策定（第１１７条）に関する事項 （９）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 〔省略〕 〔原子炉主任技術者の選任〕 第8条　電源事業本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。 2．原子炉主任技術者は,原子炉毎に選任し，同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。 3．原子炉主任技術者は，電源事業本部参事以上とし，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 4．代行者の職位は，課長以上とする。 5．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。	〔保安に関する職務〕 第５条　社長は，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施，維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下，「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合，「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また，第２条の２（関係法令および保安規定の遵守）および第２条の３（安全文化の醸成）に関する活動として，関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに，これらの活動が行われる体制を確実にする。 〔中略〕 26．課長（保修管理）は，原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに消火活動，内部溢水発生時の措置のための体制の整備に関する業務を行う。 〔省略〕 〔原子力発電保安運営委員会〕 第７条　発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 〔中略〕 （５）保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・保守管理の有効性評価に関する事項 （６）改造の実施に関する事項 （７）緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第１１０条） （８）保安教育実施計画の策定（第１１８条）に関する事項 （９）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 〔省略〕 〔原子炉主任技術者の選任〕 第8条　電源事業本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の各号に掲げる業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1)原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 (2)原子炉の運転に関する業務 (3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 2．原子炉主任技術者は，原子炉毎に選任する。 3．原子炉主任技術者は，電源事業本部参事以上とし，第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 また，原子炉主任技術者は，品質保証部の職務を兼任することができる。 4．代行者の職位は，課長以上とする。 5．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

備　考

・平成 27 年 7 月 1 日付け発電所組織改正に伴う反映（平成 27 年 6 月 17 日認可内容の反映）

（注）補正前後欄の補正箇所表示は，補正事項に含まない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の補正前後比較表

	備考
補正後	・平成27年7月1日付け発電所組織改正に伴う反映（平成27年6月17日認可内容の反映）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
（運転上の制限の確認） 第７１条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，運転上の制限を第３節各条の第２項に定める事項※１で確認する。 ２．第３節各条の第２項に定められた頻度および第３項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して，その確認の間隔は，表７１に定める範囲内で延長することができる。※２ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。 （中略） ６．第３節各条の第２項に定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足していれば，第３節各条の第２項に定める事項が実施されていない期間は，運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第２項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 ※１：第７１条（運転上の制限の確認）から第７４条（運転上の制限に関する記録）までを除く。以下，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）および第７３条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において同じ。 ※２：第２節で定められた頻度も適用される。 表７１ 頻　度 保安規定に定める頻度 ／ 延長できる時間 ／ 備　考 １時間に１回 ／ １５分 ／ 分単位の間隔で確認する。 １２時間に１回 ／ ３時間 ／ 時間単位の間隔で確認する。 ２４時間に１回 ／ ６時間 ／ 同上 毎日１回 ／ － ／ 所定の直の時間帯で確認する。 １週間に１回 ／ ２日 ／ 日単位の間隔で確認する。 １箇月に１回 ／ ７日 ／ 同上 なお，１箇月は３１日とする。 １，０００ＭＷｄ／ｔに１回 ／ ２５０ＭＷｄ／ｔ ／	（運転上の制限の確認） 第７２条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，運転上の制限を第３節各条の第２項に定める事項※１で確認する。 ２．第３節各条の第２項に定められた頻度および第３項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して，その確認の間隔は，表７２に定める範囲内で延長することができる。※２ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。 （中略） ６．第３節各条の第２項に定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足していれば，第３節各条の第２項に定める事項が実施されていない期間は，運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第２項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 ※１：第７２条（運転上の制限の確認）から第７５条（運転上の制限に関する記録）までを除く。以下，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）および第７４条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において同じ。 ※２：第２節で定められた頻度も適用される。 表７２ 頻　度 保安規定に定める頻度 ／ 延長できる時間 ／ 備　考 １時間に１回 ／ １５分 ／ 分単位の間隔で確認する。 １２時間に１回 ／ ３時間 ／ 時間単位の間隔で確認する。 ２４時間に１回 ／ ６時間 ／ 同上 毎日１回 ／ － ／ 所定の直の時間帯で確認する。 １週間に１回 ／ ２日 ／ 日単位の間隔で確認する。 １箇月に１回 ／ ７日 ／ 同上 なお，１箇月は３１日とする。 １，０００ＭＷｄ／ｔに１回 ／ ２５０ＭＷｄ／ｔ ／	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更
（運転上の制限を満足しない場合） 第７２条　運転上の制限を満足しない場合とは，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長が，第３節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，この判断を速やかに行う。 （中略） ５．課長（燃料技術）または当直長は，運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお，運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については，表７２の例に準拠する。	（運転上の制限を満足しない場合） 第７３条　運転上の制限を満足しない場合とは，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長が，第３節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，この判断を速やかに行う。 （中略） ５．課長（燃料技術）または当直長は，運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお，運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については，表７３の例に準拠する。	

	備考
補正前	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
（運転上の制限の確認） 第７１条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，運転上の制限を第３節各条の第２項に定める事項※１で確認する。 ２．第３節各条の第２項に定められた頻度および第３項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して，その確認の間隔は，表７１に定める範囲内で延長することができる。※２ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。 （中略） ６．第３節各条の第２項に定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足していれば，第３節各条の第２項に定める事項が実施されていない期間は，運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第２項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 ※１：第７１条（運転上の制限の確認）から第７４条（運転上の制限に関する記録）までを除く。以下，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）および第７３条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において同じ。 ※２：第２節で定められた頻度も適用される。 表７１ 頻　度 保安規定に定める頻度 ／ 延長できる時間 ／ 備　考 １時間に１回 ／ １５分 ／ 分単位の間隔で確認する。 １２時間に１回 ／ ３時間 ／ 時間単位の間隔で確認する。 ２４時間に１回 ／ ６時間 ／ 同上 毎日１回 ／ － ／ 所定の直の時間帯で確認する。 １週間に１回 ／ ２日 ／ 日単位の間隔で確認する。 １箇月に１回 ／ ７日 ／ 同上 なお，１箇月は３１日とする。 １，０００ＭＷｄ／ｔに１回 ／ ２５０ＭＷｄ／ｔ ／	（運転上の制限の確認） 第７２条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，運転上の制限を第３節各条の第２項に定める事項※１で確認する。 ２．第３節各条の第２項に定められた頻度および第３項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して，その確認の間隔は，表７２に定める範囲内で延長することができる。※２ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。 （中略） ６．第３節各条の第２項に定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足していれば，第３節各条の第２項に定める事項が実施されていない期間は，運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第２項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 ※１：第７２条（運転上の制限の確認）から第７５条（運転上の制限に関する記録）までを除く。以下，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）および第７４条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において同じ。 ※２：第２節で定められた頻度も適用される。 表７２ 頻　度 保安規定に定める頻度 ／ 延長できる時間 ／ 備　考 １時間に１回 ／ １５分 ／ 分単位の間隔で確認する。 １２時間に１回 ／ ３時間 ／ 時間単位の間隔で確認する。 ２４時間に１回 ／ ６時間 ／ 同上 毎日１回 ／ － ／ 所定の直の時間帯で確認する。 １週間に１回 ／ ２日 ／ 日単位の間隔で確認する。 １箇月に１回 ／ ７日 ／ 同上 なお，１箇月は３１日とする。 １，０００ＭＷｄ／ｔに１回 ／ ２５０ＭＷｄ／ｔ ／	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更
（運転上の制限を満足しない場合） 第７２条　運転上の制限を満足しない場合とは，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長が，第３節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，この判断を速やかに行う。 （中略） ５．課長（燃料技術）または当直長は，運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお，運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については，表７２の例に準拠する。 （中略）	（運転上の制限を満足しない場合） 第７３条　運転上の制限を満足しない場合とは，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長が，第３節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，この判断を速やかに行う。 （中略） ５．課長（燃料技術）または当直長は，運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお，運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については，表７３の例に準拠する。 （中略）	

（注）補正前後欄の補正箇所表示は，補正事項に含まない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の補正前後比較表

	備　考
補正後	・平成 27 年 7 月 1 日付け発電所組織改正に伴う反映（平成 27 年 6 月 17 日認可内容の反映）
補正前	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第７３条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する。 （中略） ３．第１項および第２項の実施については，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 （中略） ７．各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，第１項または第２項を実施する場合，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第３項および第８項に準拠する。 （省略） （運転上の制限に関する記録） 第７４条　当直長は，原子炉の状態を変更した場合は，引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。 （中略） ３．当直長は，自ら第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）から第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は，次の各号を引継日誌に記録する。 （１）第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合は，適用除外とした運転上の制限，その時刻および点検・保修の内容。 （２）要求される措置または安全措置を実施した場合は，当該措置の実施結果。 （３）運転上の制限外から復帰した場合は，復帰した時刻。	（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第７４条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する。 （中略） ３．第１項および第２項の実施については，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 （中略） ７．各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，第１項または第２項を実施する場合，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第３項および第８項に準拠する。 （省略） （運転上の制限に関する記録） 第７５条　当直長は，原子炉の状態を変更した場合は，引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。 （中略） ３．当直長は，自ら第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）から第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は，次の各号を引継日誌に記録する。 （１）第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合は，適用除外とした運転上の制限，その時刻および点検・保修の内容。 （２）要求される措置または安全措置を実施した場合は，当該措置の実施結果。 （３）運転上の制限外から復帰した場合は，復帰した時刻。	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第７３条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する。 （中略） ３．第１項および第２項の実施については，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 （中略） ７．各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，第１項または第２項を実施する場合，第７２条（運転上の制限を満足しない場合）第３項および第８項に準拠する。 （省略） （運転上の制限に関する記録） 第７４条　当直長は，原子炉の状態を変更した場合は，引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。 （中略） ３．当直長は，自ら第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）から第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は，次の各号を引継日誌に記録する。 （１）第７３条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合は，適用除外とした運転上の制限，その時刻および点検・保修の内容。 （２）要求される措置または安全措置を実施した場合は，当該措置の実施結果。 （３）運転上の制限外から復帰した場合は，復帰した時刻。	（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第７４条　各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する。 （中略） ３．第１項および第２項の実施については，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 （中略） ７．各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，第１項または第２項を実施する場合，第７３条（運転上の制限を満足しない場合）第３項および第８項に準拠する。 （省略） （運転上の制限に関する記録） 第７５条　当直長は，原子炉の状態を変更した場合は，引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。 （中略） ３．当直長は，自ら第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証），課長（原子力研修），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木建築）および課長（ＳＡ工事プロジェクト）を除く。）から第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は，次の各号を引継日誌に記録する。 （１）第７４条第１項または第２項で定める点検・保修を実施した場合は，適用除外とした運転上の制限，その時刻および点検・保修の内容。 （２）要求される措置または安全措置を実施した場合は，当該措置の実施結果。 （３）運転上の制限外から復帰した場合は，復帰した時刻。	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

（注）補正前後欄の補正箇所表示は，補正事項に含まない。